

所得税・町県民税の確定申告はお早めに

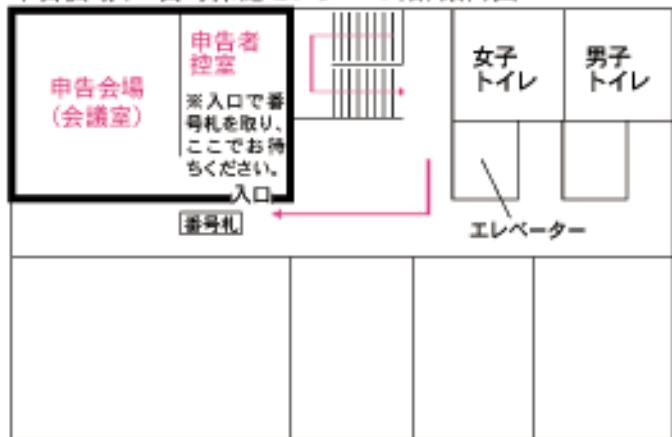
今年も確定申告の時期となりました。所得税・町県民税とも2月16日(月)から3月16日(月)まで、茂原税務署・一宮町保健センター3階で申告受付をおこなっています。申告は正しい課税のための大切な手続きです。忘れずに必ず申告しましょう。

受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)

受付時間 9時～12時、13時30分～16時30分(土日除く)

還付申告は茂原税務署で只今受付中です!

申告会場(一宮町保健センター3階)案内図



申告の受付

▽受付時間(土日除く)

9時～12時

13時30分～16時30分

※申告の受付は、午前は11時30分までに、午後は16時までに来庁するように願います。

▽受付会場

茂原税務署

一宮町保健センター3階

※税務署には申告書を郵送、または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することも出来ます。

※町県民税申告の受付は一宮町保健センターのみですので、ご注意ください。

申告に必要なもの

◆申告書

※町県民税の申告書は、昨年度の実績などにより2月10日頃送付します。万一、申告が必要な方で届いていない場合は、直接窓口へお越しください。

◆印鑑

◆計算機や筆記用具

◆平成20年中の収入がわかる書類

※給与及び年金の源泉徴収票・事業所得のある方は収支内訳書

※源泉徴収票は、扶養親族分もお持ち下さい

※事業所得のある方は、収支内訳書を事前に作成してください。

◆平成20年中に支払った証明書または領収書

※生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料含む)、国民年金保険料、寄附金など

◆(医療費控除を受ける方)医療費の領収書および保険等で補てんされた金額の明細書

※保険等で補てんされた金額とは高額療養費や生命保険等で戻ってきた金額をいいます。

※必ず合計金額を計算しておいてください。

◆(障害者控除の適用を受ける方)障害者手帳

※介護認定を受けている方は、障害者

控除対象者認定書をお持ち下さい。

◆金融機関の口座番号のわかるもの(申告者本人のもの)

※所得税の還付申告をされる方のみ、必要となります。

注意事項

申告会場は大変混み合いますので、次のことにご協力下さい。

▽営業所得、農業所得、不動産所得のある方は

帳簿及び領収書を整理し、収支内訳書を作成の上、お持ち下さい。

▽医療費控除を受けようとする方は

病院ごとに領収書を整理・計算の上、内訳書を作成し、領収書と併せてお持ち下さい。なお、領収書の日付が平成20年中であることを、必ず確認してください。

▽平成20年分から住宅借入金等特別控除を受けようとする方は

控除期間は「10年」または「15年」のいずれかを選択出来ます。あらかじめ控除期間を決めた上で申告をお願いします。なお、添付書類が多いため、事前の確認をお願いします。

▽譲渡所得・雑損控除・贈与税等の高度な判断を要する確定申告は、一宮町保健センターの会場では受付できませんので、茂原税務署での申告をお願い致します。

(7) 広報いちのみや

こんな方は所得税の確定申告が必要です		
1	サラリーマンで、給与収入が2千万円を超えている方	年収(給与)が2000万円を超えるサラリーマンの方は年末調整されないため、その他の所得がなくても確定申告をする必要があります。
2	サラリーマンで給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方	給与所得は年末調整で清算されていても、それ以外の所得が20万円を超える方は、その他の所得も合算して税金を計算するため、確定申告が必要になります。(その他の所得が20万円以下の方は確定申告をしなくてもよい。ただしこの場合は住民税の申告が必要です)
3	2ヶ所以上から給与をもらっている方	1ヶ所から給与収入もらっている方は、年末調整で税金は清算されています(年収2000万円以下の方)。しかし、2ヶ所以上から給与をもらっている方は、確定申告により税金を精算する必要があります。
4	事業所得のある方	営業所得、農業所得、不動産所得などの事業所得のある方は、確定申告をする必要があります。

所得税の申告は必要ないが住民税の申告が必要な方		
1	所得のある方で所得税のかからない方	今年の1月1日に一宮町に居住し、所得はあるが所得税はかからない方は、住民税(町県民税)の申告が必要です。
2	給与をもらっている方で給与以外の所得が20万円以下の方	給与をもらい年末調整をされている方で給与以外の所得が20万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

※収入のない方も住民税(町県民税)の申告を!

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は前年の所得金額などに基づいて算出いたします。申告いただかないと、保険税(保険料)を正しく計算出来ない場合があります。扶養されていない方で収入のなかった方、遺族年金・障害年金のみを受給されている方も住民税(町県民税)の申告をしてください。

確定申告をすれば税金が戻る方		
1	年末調整を受けた給与所得の方で医療費控除の適用を受ける方	平成20年中に自己負担した医療費が所得の5%(所得が200万円以上の方は一律10万円)を超える方は医療費控除の適用を受けることができます。年末調整では医療費控除を受けることが出来ませんので平成20年中に多額の医療費を支払ったサラリーマンの方は確定申告により所得税の還付を受けることが出来ます。
2	年末調整を受けた給与所得の方で住宅借入金等特別控除の適用を受ける方	平成20年中にローンで住宅を取得した方などは、確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受け税金の還付を受けることが出来ます。(2年目以降は年末調整で控除を受けることが出来ます。)
3	給与をもらっていたが途中で退職し、再就職しなかった方	年の途中で退職し再就職しなかった場合、年収が源泉徴収の時に想定していた額より少なくなるため、(必ずではありませんが)確定申告により所得税が還付される場合があります。

▽【問合せ】
▽茂原税務署
茂原市高師台1-5-1
☎ 22-2166
▽一宮町税務課
☎ 42-2114

〈国税庁 HP の「確定申告書等作成コーナー」で所得税・消費税の確定申告書が作成できます〉

<http://www.nta.go.jp>

また、作成した申告書情報を利用して電子申告(e-Tax)することもできます。平成20年分の所得税の申告を、本人の電子署名と電子証明書を利用して電子申告する場合、所得税額から5,000円(所得税額を限度)を控除することができます。

(平成19年分の申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

毎年3月10日を過ぎますと、窓口が大変混雑いたしますので、申告は早めに済ませましょう。